主 文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

第一、当事者の求めた裁判

控訴代理人は「一、原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

第二、当事者の主張

当事者の事実上および法律上の主張は、つぎのとおり補充するほか、原判決事実 欄に記載のとおりであるから引用する。

七丁目表五行目「性質のものに過ぎないから、」から六行末までをつぎのように 改める。

「性質のものに過ぎず、不可争力、不可変更力、公定力および執行力等、行政処分に付与される効力は一切有しないし、これがされないからといつても、登録異議の申立をふまえてなされる審査官の査定の結果如何は、出願書類を閲覧するか、または特許庁発行の公報により、何人もこれを知ることができるから、何らの弊害も生じない。」

理 由

一、当裁判所も、原判決と同様に、本件処分は違法であつて取消すべきものと考える。その理由は、つぎのとおり訂正補説するほか、原判決理由と同一であるから引用する。

- 八丁裏一一行目「早計というべきであつて、」から九丁裏一〇行目末までを、つ ぎのとおり改める。

二、よつて、本件処分の取消を求める被控訴人の本訴請求は理由があり、これを認容した原判決は相当であつて、本件控訴は失当であるから、行政事件訴訟法第七 条、民事訴訟法第三八四条により棄却することとし、控訴費用の負担につき同法第 九五条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 古関敏正 舟本信光 石井彦壽)